

(別表7)「規制改革集中受付月間(11月)」において提出された全国規模での規制改革要望への対応方針について(平成16年2月27日報告(閣議))
 における「別表」には掲げられなかったものの「検討」等を行うとされた事項

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
1	銀行における収入依存度規制の更なる緩和(共同従属会社の設立の容認)	銀行法第16条の2 平成14年金融庁告示第34号	共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方等を踏まえつつ検討を行う。(金融ア)	平成16年度中に検討開始	金融庁
2	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃等	銀行法施行規則第17条の3 平成14年金融庁告示第34号	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。(金融ア)	平成16年度中に検討開始	金融庁
3	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険業法第98条 同法施行規則第51条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条第2項 同法施行規則第7条の2の2	保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、保険会社の業務との関連性・親近性等を踏まえ、検討する。(金融工)	平成16年度中に検討	金融庁
4	SPCによる発行登録制度の利用の容認	証券取引法第5条第4項、第23条の3	資産流動化証券についても、発行登録制度の利用を可能とすることについて検討を開始する。(金融ウ)	平成16年度中に検討開始	金融庁

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
5	有価証券報告書の提出義務の緩和	証券取引法第24条第1項 証券取引法施行令第4条第1項及び第2項	かつて有価証券の募集を行い、その後長期間にわたり有価証券を発行していない未上場・未登録会社に係る有価証券報告書の提出免除要件の拡大について、実態等を把握した上で、平成16年度中に検討を開始する。(金融ウ)	平成16年度中に検討開始	金融庁
6	信託法第58条の見直し	信託法第58条 資産の流動化に関する法律第31条の2	SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。(金融ア)	平成17年度中に検討結論	金融庁 法務省
7	信託業務のみを取り扱う施設・設備(「信託専門店舗等」という)の設置の可能化、及び信託専門店舗等は銀行法上の営業所に係る休日・営業時間の規制の適用がないことの明確化	事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)3-4-1 銀行法第15条 銀行法施行令第5条 銀行法施行規則第15条、16条	銀行法上の位置付け、顧客誤認防止の観点及び信託業法等の改正内容などを踏まえて、具体的な見直しの方向性について検討を行い、改正信託業法等の施行までに結論を得る。(金融ア)	改正信託業法等の施行までに結論	金融庁
8	更なる信託スキームの活用に資する商事(営業)信託関連法制の見直し	信託法 信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	更なる信託スキームの活用に資する商事(営業)信託関連法制の見直しを行う。(金融ア)	平成17年度中に検討結論	金融庁 法務省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
9	協金法第2条第3項に基づく自己資本率規制」の廃止	協同組合による金融事業に関する法律第2条第3項	金融機関の経営の健全性確保、信用組合における当該規制の意義等の観点から、当該規定を廃止する方向で検討を行い、16年度中に結論を得る。(金融イ)	平成16年度中に検討・結論	金融庁
10	員外貸出先の拡充	信用金庫法第53条第2項、信用金庫法施行令第8条	PF法上の「選定事業者」を員外貸出先に加えることについて、信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められている中、選定事業者が大企業の集合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討を行う。(金融イ)	平成16年度中に検討開始	金融庁
11	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	信用金庫法第33条	兼職兼業規制について、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討する。(金融イ)	平成16年度中に検討開始	金融庁
12	利害関係人の範囲の見直し	投資顧問業法施行令第8条、同施行令第10条、投信法施行令第20条	投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲の見直しについて、他業との整合性の観点も含めた検討を行い、平成16年度中に結論を得る。(金融オ)	平成16年度中に検討・結論	金融庁

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
13	変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルールの特化	保険業法施行規則第69条第4項第3・4号他	変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルールを明確化することについて、日本アクチュアリー会における検討結果を踏まえ、平成16年度中に検討し、結論を得る。(金融工)	平成16年度中に検討・結論	金融庁
14	公有地の信託事業の場合の公共用施設の建設等の制限の緩和	地方自治法第238条の5第2項 昭和61年5月30日自治行第61号自治事務次官通知	地方公共団体の公有地において、公用・公共用施設の建設等を目的とする信託を可能とすることについて検討し、結論を得る。(住宅工)	平成16年度中に検討・結論	総務省
15	防災資機材としてのいわゆるS型泡放射砲の採用の容認	石油コンビナート等災害防止法施行令第8条	- S型泡放射砲について、複数の3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)を保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車と代替できるよう、所要の措置を講じる。(危険オ)	平成17年度中に措置	総務省
16	特定事業所の休止時における防災要員、防災資機材の配備の緩和	石油コンビナート等災害防止法第16条	石油コンビナート等災害防止法上の特定事業所が休止状態である場合、防災要員及び防災資機材の配備を必要最小限とすることについて、検討を行い、結論を得る。(危険オ)	平成16年度中に検討・結論	総務省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
17	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用	・電気通信役務利用放送法 施行規則第2条	東経110度を軌道位置とするCSに関し、現在通信用に割り当てられている左旋円偏波の周波数を放送に使用できるようにすること及びその際電気通信役務利用放送法を適用することについて検討し、早急に結論を得る。(IIウ29)	平成16年度中に検討・結論	総務省
18	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	改正電波法第38条の33 (平成16年1月26日施行予定)	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲を拡大することについて、毎年度検討するとともに、特段の支障がないとの結論を得た機器については、順次当該制度を適用する。(IIア)	平成16年度より毎年度	総務省
19	携帯電話における番号ポータビリティの導入		携帯電話の番号ポータビリティ導入について、研究会において利用者利益等の観点から検討し、速やかに報告を取りまとめる。(IIイ)	平成16年度中のできるだけ早期	総務省
20	PF事業における民間収益施設の流動化	・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第11条の2	行政財産の使用又は収益の権限をPF選定事業者から第三者に譲渡することについて、総務省、財務省等関係省庁と必要な調整をしつつ検討を行い、結論を得る。(住宅工)	平成16年度中に検討・結論	内閣府

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
21	ファクタリング業務に係る規制の緩和	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項第15号 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第2条	債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、平成15年度に引き続き平成16年度も業界団体等からのヒアリング調査等を行う。その調査結果を踏まえ、平成16年度中に、法改正を含めた検討を行う。(金融オ)	ヒアリング調査等については平成15年度に引き続き平成16年度も実施	法務省
22	資産流動化に際しての信託宣言の許容	信託法第1条	資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得る。(金融ア)	平成17年度中に検討 結論	法務省
23	Sea-NACCSとAir-NACCSの統合	なし	Sea-NACCSとAir-NACCSの統合については、平成16年度に行う税関システムの刷新可能性調査の一環として検討を行う。その後、民間利用者等との意見調整を行った上で、当該統合を実施するか否かについての結論を出し、これを平成17年度末までのできる限り早期に策定する最適化計画に反映させる。(運輸イ、II工)	平成17年度中に検討 結論	財務省
24	通い容器の再輸入手続きの見直し	関税法第67条 関税定率法第14条第11号	再輸入申告の際に、当該容器が本邦から輸出されたものであることを証するための輸出の許可書等を税関長へ提出する手続きについて、その簡素化を検討する。同一性の確認、管理方法等について通い容器の利用実態を中心に関係者からヒアリングを本年6月までに終了し、ヒアリングの結果に基づいて、対応する。(基準2)	平成16年度中に検討 結論	財務省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
25	容器包装リサイクル法の評価・検討	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされているが、これを踏まえ、広く関係者からの要望等も含めて、関係省庁において評価・検討を行う。(環境ア)	平成17年度中に検討	環境省 経済産業省 財務省 農林水産省 厚生労働省
26	医療用医薬品に関する情報提供	・薬事法第66条等 ・医薬品等適正広告基準について(昭和55年10月9日薬発第1339号)	医療用医薬品について患者への適切な情報提供を行う観点から、患者のための基本的な知識に関する情報を効果的に普及伝達する方法を検討するとともに、その結果を踏まえ、患者向け説明文書の提供の実用化に関するガイドラインを作成し周知する。(医療カ)	平成16年度中に結論、平成17年の早い時期に措置	厚生労働省
27	介護保険の給付対象となる福祉用具等の給付の適正化	・介護保険法第7条第17項、第44条第1項 ・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年3月31日厚生省告示第93号) ・厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目(平成11年3月31日厚生省告示第94号)	福祉用具については、給付の適正化について検討し所要の措置を講じる。(福祉ア)	平成16年度中に一部措置、次期介護保険全般の見直しに併せ検討・結論	厚生労働省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
28	労災保険における継続事業のメリット制の増減幅拡大	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 第12条第3項 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第20条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第3 	メリット制の在り方(メリット増減幅の拡大)について、保険料収入への影響、災害防止の効果等の論点を踏まえ、検討し、結論を得る。(雇用力)	平成16年度中に検討・結論	厚生労働省
29	有限責任組合制度の整備/取得財産の限定の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律 第3条第1項 	投資事業範囲の制限を撤廃することについて検討し、結論を得る。(法務イ)	平成16年度中に検討開始、平成17年度中に結論	経済産業省 法務省
30	中小企業診断士試験の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則(平成12年9月22日通商産業省令第192号)第17条、第18条 	平成16年夏の試験から以下を実施する。 了解の得られた試験出題委員のみ公表(次回の委員選任から全ての委員の公表を検討) 1次試験の配点を公表 2次試験の質問主旨を公表 受験者の属性は、「性別、年齢、職業区分」を公表 登録機関による実務補習に変更(資格)	平成16年度中に措置	経済産業省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
31	原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法 第54条、第55条 ・電気事業法施行規則 第91条 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第37条 ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第16条の2 	原子力発電所の検査制度に関して、安全上最も有効な検査頻度やリスク評価を踏まえた検査制度の基本的枠組みや制度導入の進め方について検討し、結論を得る。(基準 2)	平成16年度中に検討開始、平成17年度中に結論	経済産業省
32	ボイラー・タービン主任技術者の複数事業場兼務要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法施行規則 第52条第3項 ・主任技術者制度の運用について(平成11年9月11日資公部第278号) ・小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備(経済産業省告示第333号) 	保安が確実に確保される移動距離の制限値及び保安体制の要件等について、保安実績や根拠となるデータ等を踏まえて検討し、措置する。(資格 c)	平成17年度中に措置	経済産業省
33	維持流量発電設備の安全管理審査対象からの除外	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法第50条の2 ・電気事業法施行規則第73条の2 	維持流量発電設備の安全管理審査対象からの除外にかかる要件等については、保安実績や根拠となるデータ等を踏まえ検討し、措置を講ずる。(危険オ)	平成17年度中に措置	経済産業省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
34	水力発電所の制御方式変更に伴う届出の廃止	・電気事業法第48条 ・電気事業法施行規則第65条、別表2	水力発電所の制御方式の変更に伴う届出の要件等については保安実績等を踏まえ検討し、措置を講ずる。(危険オ)	平成17年度中に措置	経済産業省
35	原子力分野におけるクリアランスの法制化	・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力施設の運転及び解体に伴い発生する固体状物質について、これに起因する線量が、自然界の放射線レベルに比べて十分小さく、人の健康に対するリスクが無視できるものである場合、当該物質を放射性物質として扱わないこととするクリアランスの制度化について、検討を行い、結論を得る。(危険オ)	平成16年度中に検討 結論	経済産業省
36	アンモニア冷媒に関する除害方法の明確化	・高圧ガス保安法第8条 ・冷凍保安規則第7条第1項第16号	アンモニアの除外保有量について安全性を確認するためのデータが事業者から提示されることを前提として、ユニット型冷凍設備におけるアンモニア除外設備の基準について明示し、統一的な基準を設定することを検討し、結論を得る。(危険イ)	逐次実施	経済産業省
37	CO ² 冷媒の充填について、高圧ガスの製造及び販売に係る規制の緩和	・高圧ガス保安法第3条、第5条、第20条の4 ・高圧ガス保安法施行令第2条第3項第6号、第8号	CO ² 冷媒充填装置を高圧ガス保安法の適用除外とする代替措置について安全性を確認するためのデータが事業者から提示されることを前提として、CO ² 冷媒の充填にかかる規制の緩和を検討し、結論を得る。(危険イ)	逐次実施	経済産業省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
38	ガス事業におけるメンブレンガスホルダの認定の容認	・ガス工作物の技術上の基準を定める省令第14条、第15条、第32条 ・ガス工作物技術基準の解釈例第12条、第13条、第18条、第19条、第37条	海外で使用されているメンブレンガスホルダーの材料、構造を調査し、「ガス工作物技術基準の解釈例」に、条件付でメンブレンガスホルダに関する基準を規定する方法について検討し、結論を得る。(基準2)	平成17年度中に結論	経済産業省
39	電子式複合計器の最大需要電力計の検定試験方法の見直し	計量法第16条、第71条 特定計量器検定検査規則第679条、第682条	計量法に規定する特定計量器技術基準のJIS化に関する調査研究委員会/電力・電力量計WGJにおける電気計器全体に係る技術基準のJIS化見直し作業の結果を踏まえ、規制の在り方を検討する。(基準2)	平成17年度中に検討	経済産業省
40	定格電流60Aの電子式単独計器の検定有効期間の見直し	計量法第16条、第72条 計量法施行令第18条	計量法に規定する特定計量器技術基準のJIS化に関する調査研究委員会/電力・電力量計WGJにおける電気計器全体に係る技術基準のJIS化見直し作業の結果を踏まえ、規制の在り方を検討する。(基準2)	平成17年度中に検討	経済産業省
41	計器用変成器の有効期間の延伸	計量法第16条、第73条、第74条 特定計量器検定検査規則第4条	変成器自体の品質・耐久性や、実際の検定・検査受検に係る運用・手続きの円滑化の観点から、有効期間の見直しについて検討する。(基準2)	平成16年度中に検討	経済産業省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
42	製造業者に係る軽微な変更の工事等の対象の拡大	・火薬類取締法第10条第1項（製造施設等の変更） ・火薬類取締法施行規則第8条（製造業者に係る軽微な変更の工事等）	軽微な変更工事の対象とすることが望まれる変更工事について、軽微な変更工事とした場合、火薬類の保安上支障がないか精査した上で対象の拡大を検討し、結論を得る。（危険才）	平成17年度中に結論	経済産業省
43	学校の教室の天井高さの見直し	建築基準法施行令第21条	学校の教室の天井高さの基準について、建設コストや設計上の制約のデメリット等の観点から緩和すべきであるとの意見がある一方、学校の教室については、成長過程にある児童生徒にとって健康的な環境を確保する必要がある。 したがって、学校の教室の天井の高さが学校生活における児童生徒の心身の健康に与える影響等について調査を行い、その結果を踏まえて、建築基準法における学校の教室の天井の高さに係る基準の見直しの必要性について検討し、結論を得る。（住宅工）	平成17年度中に結論	国土交通省 文部科学省
44	地方住宅供給公社の組織形態に係る規制の緩和	地方住宅供給公社法第36条	地方住宅供給公社制度について、地方の実情に応じて、地方公共団体の自由な意思を反映した業務、組織運営が行えるよう検討を行う。（住宅工）	平成17年度中に結論	国土交通省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
45	土地開発公社が先買い制度により取得した長期保有土地の用途制限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地の拡大の推進に関する法律第9条 ・公有地の拡大の推進に関する法律施行令第5条 ・「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地開発公社関係)」4(9) ・「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地の先買い制度関係)」4(1) 	土地開発公社の長期保有土地のうち、公有地の拡大の推進に関する法律の先買い制度により取得したものについて、土地取得の経緯、これまでの土地処分に向けた取り組み状況、土地の有効活用に向けた計画内容等について各土地開発公社及び地方公共団体の状況を把握した上で、先買い制度の趣旨を踏まえつつ、土地の用途制限の緩和について、その是非を含めて検討し、結論を得る。(住宅工)	平成16年度検討開始、平成17年度結論	国土交通省 総務省
46	電気通信工事における主任技術者の資格要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第7条第2号、第26条第1項 ・建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件」(昭和47年3月8日建設省告示第352号) 	電気通信工事において建設業法に基づき配置することとされている主任技術者の要件について、他の既存資格の活用の適否について、既存資格の試験内容等を踏まえ検討する。(住宅工、資格)	平成16年度中に結論	国土交通省 総務省
47	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可に係る資本額及び純資産額基準の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業法第50条の2第1項 ・宅地建物取引業法施行規則第19条の2の2第1号 	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可に係る資本額及び純資産額基準(1億円)の緩和については、宅地建物に係る消費者保護等の観点も含め、幅広く調査・検討を行う。(住宅工)	平成16年度中に結論、平成17年度中に措置	国土交通省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
48	自動車登録事項等の請求・交付の電子化等	道路運送車両法第22条 国土交通省自動車交通局 技術安全部 平成13年11月6日付通達名称：登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付請求者等に対する本人確認の実施について」	登録事項等証明書に関する手続きの電子化について、利便性の向上や個人情報の保護の観点から、その方法、範囲について検討し、結論を得る。 (運輸ア)	平成17年度中に検討・結論	国土交通省
49	高速道路料金の軽減化	道路整備特別措置法第2条の4、第7条の4、第7条の15、第11条 道路整備特別措置法施行令第1条の5、第1条の6	高速道路において、大口・多頻度利用者の利便を図るサービスとして、別納割引制度を廃止し、ETC利用を前提とした新しい割引制度を創設する。 (運輸ア21)	平成16年度を目途に措置	国土交通省
50	都道府県が所有する自動車の登録名義人表示の弾力化等	・登録名義人の表示等の取り扱いについて」昭和34年11月21日自管第122号	都道府県が所有する自動車の登録等の手続の際に必要な委任状(所有者)の発行を知事から権限の委任を受けた機関の長とする、及び、登録名義人を地方公共団体の機関名とする等、手続弾力化の可否について検討し、結論を得る。(運輸ア22)	平成16年度中に検討・結論	国土交通省
51	沿海区域を超えて航行する内航船の配乗要件の緩和	船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令第2条	内航船乗組み制度の見直しの一環として、船舶安全法上の限定近海に相当する区域を航行する内航船の配乗要件を新設し資格要件を緩和する。 (運輸イ)	平成16年度以降速やかに措置	国土交通省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
52	国際航空貨物輸送に係わるチャーター規制の緩和	運輸省航空局長通達(空国第544号 昭和57年9月28日)「国際線チャーターの要件について」	定期便等に対応できない大規模な緊急事態や荷主の突発的な輸送需要に対応するため、利用航空運送事業者(フォワーダー)によるチャーターに係る規制緩和の具体化のための検討を行い、結論を得る。(運輸ウ)	平成16年中に検討・結論	国土交通省
53	危険物積載船舶(外航タンカー)の特定港入港におけるGRT(総トン数)制限の撤廃	港則法第23条第1項 港則法施行規則第14条第1項 ・危険物積載船舶の停泊場所指定および危険物荷役許可基準について(昭和49年4月2日 保警安第66号)	港則法の危険物荷役許可に際し、GRT(総トン数)による制限を撤廃することの可否について検討する。(運輸イ)	平成16年度中に検討・結論	国土交通省